令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「有期雇用労働者」とは、事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　「短時間・有期雇用労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者をいうこととした。（第二条第三項関係）

3　不合理な待遇の禁止に関する事項

事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこととした。（第八条関係）

4　通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止に関する事項

事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならないこととした。（第九条関係）

5　事業主が講ずる措置の内容等の説明に関する事項

㈠　事業主は、短時間・有期雇用労働者を雇い入れたときは、速やかに、3及び4並びに第一〇条から第一三条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項（労働基準法第一五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び労働条件に関する事項のうち当該厚生労働省令で定める事項以外のものであって厚生労働省令で定めるものを除く。）に関し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならないこととした。（第一四条第一項関係）

㈡　事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者から求めがあったときは、当該短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに3及び4並びに第六条、第七条及び第一〇条から第一三条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならないこととした。（第一四条第二項関係）

㈢　事業主は、短時間・有期雇用労働者が㈡の求めをしたことを理由として、当該短時間・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第一四条第三項関係）

6　指針に関する事項

事業主が講ずべき雇用管理の改善等に関する措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針の対象に、3から5までによる措置並びに第六条、第七条及び第一〇条から第一三条までに定める措置を追加することとした。（第一五条第一項関係）

7　紛争の解決に関する事項

この法律に規定する紛争の解決に関する規定の対象に、3についての苦情及び紛争を追加することとした。（第二二条～第二六条関係）

8　3から5までのもののほか、この法律の規定の対象に有期雇用労働者を追加することとした。

七　労働契約法の一部改正関係

期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止に関する規定を削除することとした。（第二〇条関係）

八　その他所要の規定の整備を行うこととした。

九　施行期日等

1　経過措置等（附則第二条～第一一条及び第一三条～第三〇条関係）

㈠　中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五〇〇〇万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三〇〇人（小売業を主たる事業とする事業主については五〇人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については一〇〇人）以下である事業主をいう。㈣及び㈤において同じ。）の事業に係る協定について、一による改正後の労働基準法第三六条の規定は、平成三二年四月一日から適用することとした。

㈡　㈠の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定をするに当たり、一による改正後の労働基準法第三六条第一項から第五項までの規定により当該協定に定める労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させることができる時間数を勘案して協定をするように努めなければならないこととした。

㈢　政府は、㈡の者に対し、㈡の協定に関して、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととした。

㈣　行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し一の2の㈨の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて行うよう配慮することとした。

㈤　中小事業主については、平成三三年三月三一日までの間、六による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項、第三条、第三章第一節（第一五条及び第一八条第三項を除く。）及び第四章（第二六条及び第二七条を除く。）の規定は、適用しないこととした。この場合において、六による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条、第三条、第三章第一節（第一五条及び第一八条第三項を除く。）及び第四章（第二六条及び第二七条を除く。）の規定の例により、六による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項、第三条、第三章第一節（第一五条及び第一八条第三項を除く。）及び第四章（第二六条及び第二七条を除く。）の規定の例により、六による改正前の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条、第三条、第三章第一節（第一五条及び第一八条第三項を除く。）及び第四章（第二六条及び第二七条を除く。）の規定並びに七による改正前の労働契約法第二〇条の規定は、なおその効力を有することとした。

㈥　㈠から㈤までのほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第一二条第三項関係）

3　この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

㈠　二　公布の日

㈡　四、六及び七　平成三二年四月一日

㈢　一の6　平成三五年四月一日

◇産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九八号）（経済産業省）

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二六号）の施行期日は、平成三〇年七月九日とすることとした。

◇産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第一九九号）（経済産業省）

一　産業競争力強化法施行令の一部改正関係

1　会社法の特例に係る技術的読替えに関する規定の整備

産業競争力強化法の規定による会社法の規定の適用に係る技術的読替えに関する規定の整備を行うこととした。（第四条の二、第五条、第六条及び改正前の産業競争力強化法施行令第七条関係）